

日進駅西土地区画整理組合 組合だより

No. 5

令和6年
1月発行

◆新年のご挨拶



新年あけまして、おめでとうございます。

組合員の皆様には、幸多き新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

さて、第7回・第8回総会にご協力いただき、無事開催できましたことに深く感謝いたします。また、昨年末に北地区の道路築造等を含む整地工事の発注を行い、地区全域での本格的な工事を実施する運びとなりました。工事中の安全には十分注意を払い、安全第一で施工してまいります。

また、6月には懸案でありました保留地販売を実施し、集合保留地をハウスメーカーへ入札にて販売いたしました。結果は、4・5・7街区で全体の約53%の保留地を販売することができました。引き続き、集合保留地の販売を実施して参ります。今後とも日進駅西土地区画整理事業の推進に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



日進駅西土地区画整理組合
理事長 福岡 幹雄

◆第7回総会報告

本組合の第7回総会は、下記のとおり開催され、第1号議案から第3号議案まで上程し、慎重審議の末、全議案可決されました。

1.開催日時・場所

日時：令和5年3月12日（日）午前10時

場所：折戸公民館2階ホール

2.組合員の総数及び出席した組合員の数

組合員総数 64名

出席者数（委任状書面議決含む） 51名

3.議案審議

第1号議案 繰越明許費について

第2号議案 令和5年度収入支出予算について

第3号議案 保留地予定地の一部変更について

◆第8回総会報告

本組合の第8回総会、下記のとおり開催され、第1号議案から第3号議案まで上程し、慎重審議の末、全議案可決されました。

1.開催日時・場所

日時：令和5年10月29日（日）午前10時

場所：折戸公民館2階ホール

2.組合員の総数及び出席した組合員の数

組合員総数 64名

出席者数（委任状書面議決含む） 45名

3.議案審議

第1号議案 令和4年度事業報告書、収入支出決算書及びに財産目録の承認について

第2号議案 令和5年度債務負担行為について

第3号議案 整理後の路線価図について

◆組合の工事施工について

本組合の本年度工事施工は以下の通りです

① 工事名：令和3年度 整地工事その2

完了

施工期間：令和3年12月～令和5年12月、施工業者：徳倉建設株式会社

工事概要：北地区土工掘削・運搬工事、防災工事、地中埋設物調査等

② 工事名：令和4年度 仮設道路築造工事

完了

施工期間：令和4年9月～令和5年8月、施工業者：徳倉建設株式会社

工事概要：仮設道路築造工事等

③ 工事名：令和4年度 整地工事その2

施工期間：令和4年12月～令和7年3月、施工業者：徳倉建設株式会社

工事概要：南地区土工掘削・運搬工事、防災工事、調整池築造工事、道路築造

④ 工事名：令和5年度 整地工事その1

施工期間：令和5年9月～令和6年3月、施工業者：徳倉建設株式会社

工事概要：北地区南部の伐採除根・造成工事

⑤ 工事名：令和5年度 整地工事その2

施工期間：令和5年12月～令和8年3月、施工業者：徳倉建設株式会社

工事概要：北地区土工掘削・運搬工事、防災工事、調整池築造工事、道路築造



令和6年 工事スケジュール													令和7年		
項目	R6 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7 1月	2月	3月
北地区															
造成・土砂搬出															
インフラ整備															
調整池築造															
道路築造															
地中埋設物調査															
南地区															
造成・土砂搬出															
インフラ整備															
調整池築造															
道路築造															

※状況によりスケジュールを変更する場合があります。

◆組合からのお願い

・所有権移転をされた方へ

宅地及び建物等に関する権利に異動を生じたときは、当事者双方連署して組合にその旨を届け出てください。

（権利異動届は組合にありますので、お問い合わせください。）

・転居によるご住所を変更された方へ

組合員皆様方の転居によるご住所を変更された方は、『住所変更届』及び『住民票（写し）』を組合に必ずご提出ください。

（住所変更届は組合にありますので、お問い合わせください。）

・建築等の規制について（土地区画整理法第76条申請）

土地区画整理事業施行区域内では、組合設立認可の公告があった日の翌日から換地処分の公告の日まで、以下の行為について制限を受けることとなります。

1. 建築物その他の工作物の新築、改築、または増築を行う場合
2. 重量が5トンを超える物件の設置または堆積
3. 土地の形質の変更

これらに該当する行為を行う場合は、日進市長の許可が必要となり、一定の許可申請手続きをお願いすることになります。

この手続きは、事業の支障となる行為を排除し、円滑な事業推進を図るためのものです。

万一、無許可でこれらの行為を行ったり、許可条件に違反した場合は、土地の現状回復、建築物または工作物の排除を命じることがありますので、十分注意し、ご理解いただきたいと思います。

◆お問い合わせ先（組合事務所）

住 所：〒470-0115

日進市折戸町中屋敷24 ロワイヤル24 201号

電 話：0561（56）6866

F A X：0561（56）6925

開所日時：毎週火曜日・木曜日・金曜日

午前9時から午後3時まで

（ただし、正午から午後1時までは休務）

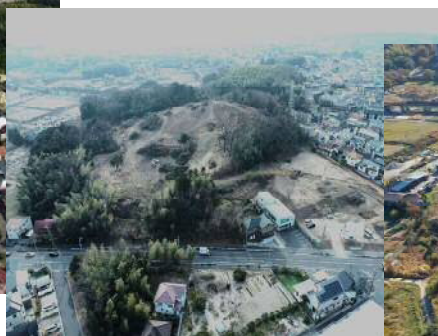


＜北地区＞

令和3年3月



令和4年3月



令和5年12月



＜南地区＞

令和5年1月



令和5年6月



令和5年12月

